

## 「均等・両立推進企業表彰」に応募しませんか？

厚生労働省では、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組（ポジティブ・アクション）」及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」を推進している企業を表彰しています。是非ご応募ください。

**部門** 均等推進企業部門・ファミリー・フレンドリー企業部門

**表彰の種類** ☆ **厚生労働大臣最優良賞**  
☆ 部門ごとに **厚生労働大臣優良賞**  
**大分労働局長優良賞**  
**大分労働局長奨励賞** があります。



**実施要領等** 実施要領や表彰基準は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

「厚生労働省ホームページ」 → <http://www.mhlw.go.jp/>

■ **ご応募・お問い合わせ先** 大分労働局 雇用均等室 ☎ 532-4025

## 「九重日帰りバスツアー」に参加しませんか？

大分市では、市内の事業所で働く若者を対象として「九重日帰りバスツアー」を開催します。この機会にいろいろな事業所で働いている人たちとの交流を深め、他の業種について学んだり、楽しい体験を通じて気分をリフレッシュしませんか。是非、ご参加ください。

**日程** 平成22年3月13日（土）9:00～17:00（受付8:45～）

**行程** 大分市役所 発 ⇒ 九重「夢」大吊橋（見学） ⇒ やまなみ牧場（昼食、パン作り・バター作り、動物とのふれあいなど） ⇒ 大分市役所 着

**対象者** 35歳以下で、市内で働いている方または市外で働いている市民の方

**募集人員** 20人（最少催行人員10人）（申込多数の場合は抽選）

**参加費** 1,000円（当日徴収、昼食代は別途）

**申込締切** 平成22年2月26日（金）まで（必着）

■ **お申し込み・お問い合わせ先** 大分市 商工労政課 ☎ 537-5964



**お知らせ!**

『ワークLIFEおおいた』は、大分市ホームページからもダウンロード（カラー版）できますので、ご利用ください。

今後も、雇用・労働に関するさまざまな情報をお届けします。ぜひ本紙をご活用ください。

ワーク LIFE おおいた 2010年2月発行

大分市 商工農政部 商工労政課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL:097-537-5964 FAX:097-533-9077

E-MAIL:rousei@city.oita.oita.jp

↓ 大分市ホームページからもご覧いただけます ↓

<http://www.city.oita.oita.jp/>

# ライフ ワーク LIFE おおいた

第4号

2010

Feb



イクメンパパもいいけど...  
イク(育)メンパパもカッコいいよね。

写真は、育児休業を取得した大分市職員

## ◆ 掲載内容 ◆

- 「改正育児・介護休業法」が施行されます
- 「九重日帰りバスツアー」に参加しませんか？

## 「改正育児・介護休業法」が施行されます

少子化対策の観点から喫緊の課題となっている「仕事と子育ての両立支援」等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしてしながら働き続けることができる雇用環境を整備できるよう、「育児・介護休業法」が改正され、平成22年6月30日から本格的に施行されます。

仕事と子育ての両立を推進するため、法令を遵守しましょう。

### 短時間勤務制度が義務化されます

3歳までの子を養育する労働者へ「短時間勤務制度」（1日6時間）を設けることが事業主の義務となります。

### 所定外労働の免除が義務化されます

3歳までの子を養育する労働者は、請求により「所定外労働」（残業）が免除されます。

### 子の看護休暇が拡充されます

小学校就学前の子が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日取得可能となります。

### 父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間が延長されます

父母ともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を、子が1歳から1歳2ヵ月に達するまで延長されます。休業期間（母親の産後休業期間を含む）の上限は1年間です。

### 出産後8週間以内の父親の育児休業取得が促進されます

妻の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、育児休業を再度取得できます。

### 労使協定による専業主婦（夫）除外規定が廃止されます

労使協定により専業主婦（夫）の夫（妻）等を育児休業の対象外にできるという法律の規定が廃止され、すべての労働者が必要に応じて育児休業を取得できるようになります。

### 介護のための短期の休暇制度が創設されます

要介護状態にある家族の通院の付き添い等に対応するため、介護のための短期の休暇制度が設けられます。（年5日、対象者が2人以上の場合は年10日）

■ お問い合わせ先 大分労働局 雇用均等室 ☎ 532-4025

これは違法です！

妊娠または出産したこと、産前産後休業または育児休業等の申出をしたことまたは取得したこと等を理由として、解雇その他不利益な取り扱いをすることは、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法で禁止されています。

育児休業の申出は、休業開始予定日の1ヵ月前までに休業開始予定日、休業終了予定日等を記載した書面を事業主に提出することにより行い、事業主は事業の繁忙や経理上の理由等により労働者の休業を妨げることはできません。



改正法により、平成22年6月30日からは、事業主が適当と認める場合には、FAXまたは電子メール等による申出も可能となります。

また、事業主は、育児休業の申出がされた時は、速やかに申出を受けた旨等を書面で通知する必要性が生じます。

ご存じですか？

## 「改正育児・介護休業法説明会」を開催します

大分市では、法の改正に伴い大分労働局との共催で「改正育児・介護休業法説明会」を開催します。参加費は無料です。労働条件の早期確立に向けて、是非ご参加ください。

日時

平成22年3月3日（水） 13:30～16:10

場所

大分県教育会館 多目的ホール （大分市大字下郡長谷町 496-38）

内容

- ◇ 改正育児・介護休業法の説明
- ◇ 男性の育児休業取得者による体験発表
- ◇ 改正労働基準法の説明
- ◇ 雇用保険及び育児・介護休業給付金の説明 など

定員

400人

主催

大分労働局、大分県、大分市

申込方法

お電話にて、大分労働局雇用均等室へお申し込みください。

「大分労働局ホームページ」 → <http://www.oitaroudoukyoku.go.jp/>



■ お問い合わせ先 大分労働局 雇用均等室 ☎ 532-4025